

 国土交通省からののお知らせ

申請期限は
引渡しから1年3ヶ月以内です。
(当面の間)

消費税率8%で住宅を購入された方へ

最大30万円が受け取れる
(消費税率8%時)

「すまい給付金」

●申請は、

- ・確定申告とは別に、
- ・専用の申請書類にて、
- ・全国の専用の窓口か、郵送にて行います(詳細裏面)。

●申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。^(※)

(※)当面の間



「わたしは
もらえるの？」
といった素朴な疑問
から、申請書の入手方法、
記入サポートまで
何でもお応え
します。

申請の要件・方法など、ご不明な点は
お気軽にお問い合わせください！

ナビダイヤル
(通話料が
かかります)

0570-064-186

(受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは☎045-330-1904)

詳しくはホームページでも すまい給付金事務局… <http://sumai-kyufu.jp>

尚、東日本大震災で被災された方が、住宅を再取得する際には「住まいの復興給付金」が利用できます。詳しくは事務局までお問い合わせください。(すまい給付金と重複申請はできません)

お問い合わせ先 TEL：0120-250-460(受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む)

「すまい給付金」のポイント

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

■申請方法／期間／受取方法

 **申請方法**

書類を郵送する郵送申請と直接窓口にお越しただく窓口申請があります。(確定申告とは別に行います)

 **申請期間**

申請は引き渡しから1年3ヶ月以内が期限^(※)です。
(※)当面の間

 **給付金 受取**

申請後、約1.5～2ヶ月で現金が振り込まれます。

■申請対象者／対象物件

 **共有者**

持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。

 **現金購入もOK**

ローンを組まれた方はもちろん、現金で購入された方も対象となります。

 **中古も対象**

中古住宅(個人間売買除く)も対象です。

 **ローン減税**

住宅ローン減税と併用できます。
(すまい給付金とは別の手続きが必要です)

■給付額

 **給付額**

収入に応じて最大30万円受け取れます。

 **持分割合**

持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

消費税率 8%時	収入額の目安	425万円以下	425万円超475万円以下	475万円超510万円以下
	給付基礎額	30万円	20万円	10万円

※収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

(例) 収入450万円・持分50%のAさんの場合

給付基礎額 | 20万円 × 持分割合 | 50% = 給付額 | 10万円

申請先

書類を郵送する郵送申請と直接窓口にお越しただく窓口申請いずれかをお選びいただけます。

郵送申請 郵送先: 〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱38号すまい給付金申請係

窓口申請 各都道府県のすまい給付金申請窓口(すまい給付金ホームページから検索できます)

※住宅事業者等が、申請手続きを代行する手続代行も可能です。

※申請には住宅ローン減税の申請と一部重複する書類が必要となります。

●詳しくはすまい給付金事務局までお問い合わせください。